

明末の八股文について (2)

滝野 邦雄

③

陳際泰の「獲乎上有道 三句」題文は以下のようなものである。煩瑣になるが、八股文の形式にしたがって段落を区切り、その後ろに注釈を提示する。

「獲乎上有道 三句」題文

借言君友之人，明豫道也，夫信友以獲上，此豫道也，豈不信而能致是哉，
嘗言士之學至矣，名譽不聞，友之罪也。名譽聞矣，君不之用，君之罪也，由此言之，友之
權不亦重乎，故欲獲上，非此無由焉。
蓋上之隔於下，猶下之隔於上也，
君無懸知於士之理，而士無自薦於君之權，
君有自信於其人之端，而士有通信於其友之素，
故上未易獲也，能見信於友，則上獲矣，
不能見信於友，則上終弗獲矣，
何也，
先王鄉舉里選之事，即授於平日相與為競之人，則友者乃其民也，幼有以相習，長有以相知，
命端於此而後耳目真，故古者比閭族黨之勢重，／
先王籲俊論秀之法，或關於其鄉所嘗在朝之士，則友者乃其臣也，得舉則功隨，失舉則譴及，
責能於此而後保任精，故古者公卿大夫之權尊，／
由是士能勉於自愛，則友雖仇也有其舉之而莫之敢廢，何者，信之耳，是故匹夫有善，可得
而舉，以有此具也，／
由是士或甘於自暴，則友雖暱也有其廢之而莫之敢舉，何者，不信之也，是故匹夫有不善，
可得而棄，以有此具也，／
故上之獲士有道也，不憑於不相知之人，獨寄其權於友，故不勞而得真士，／
士之獲上有道也，不務於不必急之事，獨修其實於信，故不詭而結主知，／
夫信之誠當豫也，則悅親寧可緩乎

[注釈]

借言君友之人，明豫道也，
夫信友以獲上，此豫道也，豈不信而能致是哉，

嘗言士之學至矣，「名譽不聞，友之罪也。名譽聞矣，君不之用，君之罪也」^②，由此言之，友之權不亦重乎，故欲獲上，非此無由焉。

① 豫道：題目直前の第二十章第十五節に「凡事豫則立，不豫則廢。言前定則不跲。事前定，則不困。行前定，則不疚。道前定，則不窮（凡事^{あらかじ}豫めすれば則ち立つ、^{あらかじ}豫めせざれば則ち廢す。言前に定まれば則ち^{つまず}踏かず。事前に定まれば、則ち^{くる}困しまず。行前に定まれば則ち^{やま}疚しからず。道前に定まれば則ち窮まらず）」とあり、朱注に「凡事、指達道・達徳・九經之屬。豫、素定也。跲、躓也。疚、病也。此承上文言凡事皆欲先立乎誠。如下文所推是也（「凡事」は、達道・達徳・九經の屬を指す。「豫」は、素より定むるなり。「跲」は、躓なり。「疚」は、病なり。此れ上文を承け凡事の皆な先ず誠を立てんと欲するを言う。下文の推す所の如きは是れなり）」。

② 名譽不聞，友之罪也：『穀梁傳』昭公十九年に「……就師學問無方。心志不通。身之罪也。心志既通。而名譽不聞。友之罪也。名譽既聞。有司不舉。有司之罪也。有司舉之。王者不用。王者之過也（師に就いて學問が無方の段階[きまりがなく、自由な段階]に入っていながら、心が[その道に]達しないならば、[それは]本人の罪である。名声が[世間に]聞こえないならば、[それは]友の罪である。名声が[世間に]聞こえていながら、有司が挙げないのは、有司の罪である。有司が挙げながら、王者が用いなければ、王者の過ちである）」。

（「君」・「友」の人に借言して、「^{あらかじ}豫めする（あらかじめ準備する）」の道を明らかにするなり、／夫れ友に信ぜられ以て上に獲、此れ「^{あらかじ}豫めする（あらかじめ準備する）」の道なり、豈に信ぜられずして能く^こ是れを致さんや。／嘗て言う士の學は至れり、「名譽 聞こえざるは、友の罪なり。名譽 聞こえ、君^{かみ}之を用いざるは、君の罪なり」と、此れに由りて之を言え、友の權は亦た重からざらんや、故に上に^{かみ}獲られんと欲すれば、此れに非ずして由る無し）

【「君」・「友」という人に仮託して、「^{あらかじ}豫めする」の道を明らかにする。／友人に信じられることによって、上位者の信任を得るのは、「^{あらかじ}豫めする」の道である。どうして[友人に]信じられずに、[上位者の信任を]得られるであろうか。／そもそも士（讀書人）の學問は完成されたものである。「名声が[世間に]聞こえないならば、[それは]友の罪である。名声が[世間に]聞こえていながら、君主が用いなければ、君主の過ちである」。こうしたことから考えると、友人の力というのは、重いものでないだろうか。だから上位者の信任を得ようとするならば、必ずこの[友人に信じられる]ことによりし^たがうのである】

蓋上之隔於下，猶下之隔於上也，

君無懸知於士之理，而士無自薦於君之權，

君有自信於其人之端，而士有通信於其友之素，

故上未易獲也，能見信於友，則上獲矣，

不能見信於友，則上終弗獲矣，

（蓋し上の下を隔てるは、猶お下の上を隔てるがごときなり、／君士を懸知（推し量る）

するの理無く、而して士 自から君に薦めるの權無し、／君 自から其の人を信ずるの端有り、而して士 信を其の友に通ずるの素（既存の方法：常法；成法）有り、／故に上未だ獲易からず、／[しかし] 能く友に信ぜられれば、則ち上 獲る、能く友に信ぜられざれば、則ち上 終に獲られず)

【おそらく上位者が下位 [の読書人] を隔てるのは、下位 [の読書人] が上位者を隔てるようなものである。／君主は士 (読書人) を推し量る法則がなく、士 (読書人) は自分から薦め出る力はない。／君主は自分からその人物を信じる正しさ (端) があり、士 (読書人) は信を友人に通わせ [上位者に信任してもらう] という方法 (素) がある。／ことさらに、上位者は容易に [信任] できない、[しかし]、友人に信じられれば、上位者に信任される。／友人に信じられなければ、上位者に信任されない】

何也、

先王郷舉里選之事、即授於平日相與為競之人、則友者乃其民也、幼有以相習、長有以相知、命端於此而後耳目眞、故古者比閭族黨之勢重、

先王籲俊論秀之法、或關於其郷所嘗在朝之士、則友者乃其臣也、得舉則功隨、失舉則譴及、責能於此而後保任精、故古者公卿大夫之權尊、

① 勢重：『論語』憲問・「子曰、孟公綽、爲趙魏老則優。不可以爲滕薛大夫」条の朱注に「……趙・魏晉卿之家。老、家臣之長。大家勢重而無諸侯之事。家老望尊而無官守之責（趙・魏は晉の卿の家。「老」、家臣の長。大家は勢重くして諸侯の事無し。家老は望尊けれども官守の責無し：「趙」・「魏」は晉に仕えていた卿の家。「老」は、家臣の長。大家（大きな卿の家）は勢力が盛重であるが晉のような諸侯の仕事はない。家老（卿の家臣の長）は、声望は高いけれども官僚としての責務はない）……」。

② 籲俊・論秀：『書經』立政に「乃有室大競、籲俊尊上帝（乃ち室大競なる有るも、俊を籲^{ひか}えて上帝を尊ぶ）」とあり、『書集傳』は「當王室大強之時、而求賢以爲事天之實也（王室の大強なるの時に當りて、賢を求めて以て天に事うるの實と爲すなり）」と注する。『禮記』王制に「命郷論秀士、升之司徒。曰選士。司徒論選士之秀者、而升之學。曰俊士。升於司徒者不征於郷。升於學者不征於司徒。曰造士（[司徒は]郷に命じて秀士を論じ、之を司徒に^あげしむ。「選士」と^いう。司徒 選士の秀でたる者を論じ、之を學に^あげしむ。「俊士」と^いう。司徒に^あげたる者は郷に征せず。學に^あげたる者は司徒に征せず。「造士」と^いう：[司徒は]郷に命じて、郷學の子弟を考査し、德行・才藝に秀でたる者を推挙させる。これを「選士」という。司徒は「選士」の中の優秀な者を考査して大學へ入学させる。これを「俊士」という。司徒に推挙された者は、郷の賦役を免除され、大學に入った者は司徒の賦役を免除される。いずれも禮を習得したものであるので、「造士」という）」。

(何ぞや。／先王の郷舉里選の事、即ち平日相い與に競いを爲すの人に授ければ、則ち友なる者は乃ち其の民なり。幼きより以て相い習う有り、長じて以て相い知る有り、命 此に^{ただ}端され、而して後に耳目眞なり、故に古者は比閭（郷里）族黨（同族）の勢いは重し。／先王の籲俊論秀の法、或いは其の郷の嘗て在朝する所の士に關われば、則ち友なる者は乃

ち其の臣なり。擧げらるを得れば則ち功 隨い、擧げらるるを失えば則ち譴及さる、責（責任）此に能くして而して後に保任（推薦）精なり、故に古者は公卿大夫の權は尊し）

【それは何故なのか。／先王〔が制定された〕郷舉里選を普段から共に切磋し合っている人に執り行なうようにさせれば、友人は〔自分によって推薦される対象となる〕民となる。〔自分によって推薦されるのは〕幼い時からともに学び、大きくなってともに理解するようになっている〔人たちである〕。〔よく理解しているから〕天命がここに正されて、耳目も正しくなる。こういうことから、〔郷舉里選が行われた〕むかしは郷里や一族の力が重んぜられたのである。／先王〔が制定された〕籲俊論秀の法を郷里の以前に官職に就いていた人と関わらせれば、友人も〔自分によって推薦された〕臣となる。すぐれた人物を推薦できれば功績となり、間違った推薦を行なえば罪を迫及される。〔だから〕責任を尽くして、その後に推薦が正確になる。こうしたことから、〔籲俊論秀の法が行われた〕むかしは公卿大夫の權威が尊ばれたのである】

由是士能勉於自愛^①，則友雖仇也有其舉之而莫之敢廢，何者，信之耳，是故匹夫有善^②，可得而舉，以有此具也，

由是士或甘於自暴^③，則友雖暱也有其廢之而莫之敢舉，何者，不信之也，是故匹夫有不善，可得而棄，以有此具也，

① 自愛：『孟子』離婁上・「萬章問曰或曰百里奚」章に「自嚮以成其君，郷黨自好者不爲。而謂賢者爲之乎（自から嚮ぎて以て其の君を成すは、郷黨の自から好くする者も爲さず。而るを賢者にして之を爲すと謂わんや）」とあり、その朱注に「自好、自愛其身之人也（自から好くするは、自から其の身を愛するの人なり）……」。

② 匹夫有善：『左傳』昭公六年に「匹夫爲善，民猶則之，況國君乎（匹夫 善を爲せば、民 猶お之に則る、況んや國君をや）」。

③ 自暴：『孟子』離婁上に「孟子曰、自暴者、不可與有言也。自棄者、不可與有爲也。言非禮義、謂之自暴也（孟子 曰く、自から暴う者は、與に言う有る可からざるなり。自から棄つる者は、與に爲す有る可からざるなり。言 禮義を非る、之を自から暴うと謂うなり）……」。

（是に由りて士は能く自愛に勉めれば、則ち友 仇なりと雖も其の之を擧げて之を敢て廢する莫き有り、何となれば、之を信ずるのみ、是の故に匹夫 善有れば、得て擧ぐる可しとは、以て此の具有ればなり、／是に由りて士の或いは自から暴うに甘んずれば、則ち友 暱すなりと雖も其の之を廢し之を敢て擧ぐる莫き有り、何となれば、之を信ぜざればなり、是の故に匹夫 不善有れば、得て棄つ可しとは、以て此の具有ればなり）

【ここから士（読書人）は、わが身を大切にすることに努めたならば、友人と対立していても、その人を推挙し、あえてはつたらかしにはしない。なぜならばその人を信用しているからである。だから、匹夫（つまらない人間）でも善を行なえば、推挙すべきだとするのは、こうした備えがあるからである。／ここから士（読書人）は、時に自分を害うことに甘んじているならば、友人が内密にしてくれても、それを廃棄してあえて推挙しない。だから、匹夫（つま

らない人間)が不善を行なえば、捨て去るべきだとするのは、こうした備えがあるからである】

故上之獲士有道也，不憑於不相知之人，獨寄其權於友，故不勞而得眞士，

士之獲上有道也，不務於不必急之事，獨修其實於信，故不詭而結主知，

夫信之誠當豫也，則悦親寧可緩乎

①悦親：題目に「信乎朋友有道。不順乎親，不信乎朋友矣（朋友に信ぜらるるに道有り。親に順ならざれば，朋友に信ぜらず）」とあり，「朋友に信ぜられる」ために「豫めす（あらかじめ準備）」こととして「親に順である（順親）」ことが挙げられている。すると，この「悦親」は「順親」の意味に理解してもよいのではないかと考えられる。

（故に上の士を獲るや道有るなり，相い知らざるの人に憑かず，獨り其の權を友に寄す，故に勞せず眞士を得，／士の上に獲らるるや道有るなり，必ず急ならざるの事に務めず，獨り其の實を信に修む，故に詭せず主の知を結ぶ，／夫れ信の誠は當に豫めすべきなり，則ち悦親（順親：親に従順であることは）は，寧に緩くする可けんや）

【したがって上位者が士（読書人）を選ぶのには道（方法）がある。知らない人にたよらず，ただその評価することを友人にまかせる。こうして勞せずして優秀な人物を採用できる。／士（読書人）が上位者に採用されるのには道（方法）がある。必ず急ぎでないことには励まず，ただ実践（實）して信任されることに努力する。こうして偽ることがなく主君に知られる。／そもそも【友に】信用されるという誠実さは，「豫めす（あらかじめ準備）」べきである。【そのこととして】親に従順であることは（悦親），どうして怠慢でいられるだろうか】

顧瑞屏（顧錫疇：字は九疇，号は瑞屏。江蘇崑山の人。萬曆四十七年己未科（一六一九）三甲一百二十六名の進士¹⁾）は，この陳際泰の八股文をつぎのように評する。

作者の志は，全て郷舉里選の制は復せざる可からざるを説く。又た士君子に歸り到るに必ず當に争いて自から濯磨（修養を加える）し以て朋友に信ぜらるるべし。【これは】卓然と世道の業に關係す顧瑞屏（顧錫疇）

作者の意見は，すべて郷舉里選の制度²⁾は復活させるべきだという。また士君子は，必ず争つても自分から修養に努めて，友人に信任されるようにすべきである。これは抜きんでてずば抜けて世間での行ないに關係するものである，という。

顧夢麟（字は麟士。江蘇太倉の人。崇禎六年（一六三三）の副榜の貢士³⁾）は，つぎのように評する。

周官の周の禮の意 詳く其中に盡くさる○大士の文 毎に二比を以て柱と作す・・・・

顧麟士（顧夢麟）

『周官（周禮）』にある周の禮についての考えは，詳しくその【八股文の】中につくされている。陳際泰の八股文は，常に二比の部分を中心の柱としている，というのである。

呂留良（字は莊生。また，名は光輪，字は用晦，号は晩村・恥齋老人・南陽布衣。晩年に僧

侶となり、名を耐可、字を不昧、号を何求老人とする。浙江崇德縣（康熙元年に石門縣に改名される）の人。明・崇禎二年（一六二九）～清・康熙二十二年（一六八三）は、顧錫疇の意見と異なった見解を示す。

是れ他れ郷舉里選の制を復するを要むるを立説せず。但だ古制の講出する然る所以（そのようにしている理由）に従わざれば、則ち「信友」・「獲上」は、皆な後世の朋黨に入り去くと説く。窮士 知らる所に援引ざるを望み、達者 故舊に要求ざるを忌む。一部の『史記』・韓〔愈〕の文も猶お未だ能く此れを免れず。況んや餘子をや。甚しきは植私し以て門戸を争い、營賄（賄賂を利用する）し以て梯媒（推薦）を廣くするに至る。又大奸悪なり。此の〔題目の〕文の如きは、方に「順親」・「誠身」・「明善」に到り去くと説く可きのみ

①題目から截去された下文に「信乎朋友有道，不順乎親，不信乎朋友矣。順乎親有道，反諸身不誠，不順乎親矣。誠身有道，不明乎善，不誠乎身矣（朋友に信ぜらるるに道有り，親に順ならざれば，朋友に信ぜられず。親に順なるに道有り。諸れを身に反して誠ならざれば，親に順ならず。身を誠にするに道有り，善に明らかならざれば，身に誠ならず）」。

これは、陳際泰が郷舉里選の制度の復活を求めて立論したのではない。ただ、いにしへの制度で説明される行為の本質に従わなければ、「信友」・「獲上」はすべて後世の朋黨の範疇に入ってしまうと説いたのである。窮士（貧困の読書人）は、知遇を得た人に推薦してもらうことを願い、通達した読書人は旧友に要求されることを嫌う。『史記』や韓愈の文章であっても、こうしたことを免れなかった。ましてそれ以外の人たちであればなおさら免れることはできない。甚だしいのは、腹心を〔あちらこちらに〕配置して派閥争いをし、賄賂を利用して推薦の間口を広くするにいたる。これは大奸悪の人である。こうした〔題目の〕八股文は、「順親」・「誠身」・

- ✓ 1) 顧錫疇について、康熙年間後期に書き終えられたとされる（中華書局 1559 年出版『南疆逸史』前言による）『南疆逸史』は、つぎのようにいう。

顧錫疇、字は九疇、號は瑞屏、〔江蘇〕崑山の人なり。生まれながらにして英敏（聡明）なり。年十三、諸生を以て南京に應試す。魏國公（徐弘基）一見して異（非凡）なりと稱（称揚）し、女を以て之に女わす。萬曆己未の進士（萬曆四十七年己未科（一六一九）三甲一百二十六名の進士）に登り、庶吉士に選せらる。甲子（天啓四年：一六二四年）、編修を授けらる。〔天啓四年〕福建を典試するに、策問を以て逆奄（魏忠賢一派）を侵す。〔そのため〕訕謗（誹謗）に坐して革職さる。奄（魏忠賢）敗れ、原官に復す。國子監祭酒に擢せられ、積分の法（月一回の定期試験（私試）の単位を積み立てる採点法）を復せんことを請う。〔そして、明政権は〕、之（その要請）に従う。歴〔任〕して禮部右侍郎に陞り、尙書の事を署す。江南 國を立て、禮部尙書に起こさる。時、方に〔福王弘光帝の父の〕福恭王を尊びて恭皇帝と爲し、將に廟祀を議せんとす。〔顧〕錫疇 睿宗（世宗嘉靖帝の実父）の失（世宗嘉靖帝の実父の興王睿宗をどう位置付けるかについての議論：いわゆる「嘉靖大禮の義」）に鑒みて、別に專廟を立てんことを請う、時論 焉を馳とす。又大建文・景泰二帝の諡號を復せんことを請い、開國以來の忠節の諸臣に諡せんことを請う。張愼言 位を去り、〔顧〕錫疇に命じて吏部の事を攝（代理）せしむ。乃ち逆〔賊〕に従う各官の刑章（刑法）を正し、務めて以て人心を鼓舞し、忠義を激揚す。時に朝政 日々壞れ、〔顧〕錫疇 自から海〔神〕を祀り都を出でんことを請う。事竣て終養を乞う。御史の張孫振 政府の旨を希い、劾して之を罷めしむ。南都 守られず。父の〔顧〕天敘 已に病み、之を聞き食せずして死す。〔顧〕錫疇 〔父親の顧天敘の〕葬 畢り、魯王に謁す。俄にして魯王 航海す。〔顧〕錫疇 海

より道して閩に趨き、江心寺に寓す。温州の總兵の賀君堯の縦卒士を殺す。〔顧〕錫疇將に劾治せんとす。〔賀〕君堯夜に人をして之を殺し、屍を江に投げしむ。三日にして乃ち得、焉を棺殮(棺に納める)す(『南疆逸史』卷七・列傳第三・「顧錫疇」)。

①『大明神宗範天合道哲肅教簡光文章武安仁止孝顯皇帝實錄』卷之五百九十一によると、萬曆四十八年二月辛亥(三日)に庶吉士となっている。

②顧錫疇は、天啓四年甲子科の福建鄉試の考官に任命されている。

③『大明熹宗達天闡道敦孝篤友文章武靖穆莊勤愨皇帝實錄』卷之六十八によると、天啓六年二月丁亥(十四日)に籍を削られて民とされている。

✓✓ 2) 『周禮』地官・司徒教官之職・「郷大夫」につぎのようにいう。

郷大夫の職は、各々其の郷の政教・禁令を掌る。正月の吉、教濃を司徒に受け、退きて之を其の郷吏に頒ち、各々をして以て其の所治に教え、以て其の徳行を攷え、其の道藝を察せしむ。歳時を以て其の夫家の眾寡を登め、其の任ず可き者を辨ず。國中は七尺より以て六十に及び、野は六尺より以て六十有五に及ぶまで皆な之を征す。其の舍す者は、國中の貴者・賢者・能者。公事に服する者の老者・疾者は、皆な舍す。歳時を以て其の書を入れる。三年には則ち大比(大いに選考す)し、其の徳行・道藝を攷え、而して賢者・能者を興す。郷老及び郷大夫 其の吏と其の眾寡とを帥いて禮を以て之を禮賓す。厥の明に郷老及び郷大夫・羣吏 賢能の書を王に獻ず。王 再拜して之を受け、天府に登す。内史 之を貳す。退きて郷射の禮・五物を以て眾庶に詢る。一に和と曰い、二に容と曰い、三に主皮と曰い、四に和容と曰い、五に興舞と曰う。此れ民をして賢を興し、出でて之に長たらしめ、民をして能を興し、入りて之を治めしむと謂う。歳を終りには、則ち六郷の吏をして皆な政を會し事を致す。正歳には、羣吏をして濃を司徒に攷え、以て退きて、各々之を其の所治の國に憲しむ。大いに眾庶に詢れば、則ち各々其の郷の眾寡を帥いて、而して朝に致す。國に大故有れば、則ち令民をして各々守其の閭を守りて以て政令を待たしめ、旌節を以て令を輔するには、則ち之を達す(『周禮』地官・司徒教官之職・郷大夫)。

鄭玄注：賢者とは、徳行有る者なり。能者とは、道藝有る者なり。衆寡とは、郷人の善き者を謂うなり。多少無きなり。鄭司農 云う、賢者を興すとは、今の孝廉を擧ぐるが若きを謂うなり。能者を興すとは、今の茂才を擧ぐるが若きを謂う。實とは、敬なり。擧ぐる所の賢者・能者を敬するなり、玄 謂えらく、「擧」を變じて言「興」と言う者は、衆を合わせて之を尊寵し、郷飲酒の禮を以て禮して之を賓するを謂う、と。

つまり、郷大夫は、三年に一度大きな選考を行ない、人々の徳行・能力を調べ、賢者・有能な人を推薦する。そして、郷老と郷大夫は部下の官吏と郷の善なる人とを率いて、郷飲酒の禮で推挙された人を接待する。その翌日に、郷老や郷大夫・属官は推挙した人の文書を王に進呈する。王は丁寧に再拜して受け取り、天府に収蔵し、内史が副本を作成する、というのである。

✓✓ 3) 顧夢麟について、康熙『常熟縣志』にはつぎのようにいう。

顧夢麟、字は麟士。太倉の人。少き年に虞邑の楊彝と結友(友人となる)し、『四書大全』や諸經の註疏を精究し、『四書說約』を撰し、世に行なわる。文章を爲るに一に註疏に違う。盛名を海内に負い稱揚さる。顧〔夢麟〕 萬曆末年の剽賊して無稽(根拠がない)及び禪宗の習を影掠するを一變す。時に楊彝の家邑中に寓し、文士 半ば其の門に出づ。明經を以て老い七十餘にして卒す(康熙『常熟縣志』卷之二十二・流寓・明・「顧夢麟」条・五十七葉~五十八葉)。

また、嘉慶『直隸太倉州志』には、つぎのようにいう。

顧夢麟、字は麟士。其の母 神人の授くるに石の麒麟を以てするを夢みて生る、故に「夢麟と」名づく。崇禎六年の副榜の貢士、太學に入る。〔顧〕夢麟 文風の潰決(情勢が混乱する)し、傳註に畔違するを嫉み、乃ち獨り正義を闡(取り調べ)し『四書說約』を著わす。海内 翕然(一致して)として之を宗とし、織簾先生と稱す。時に薦辟の令 下り、巡撫の張國維 其の名を朝に上つらんと欲す。〔顧〕夢麟 固辭す。國朝の初め、或ひと其の名を冒(偽る)し當路の貴人に走謁(たずねて行く)し、遂に欵接(交際する)を被り〔官〕職を委ねられ府の通判に至る。〔顧〕夢麟 之を聞きて曰く、我 自から我爲り、彼焉んぞ能く我に浼(浼：依頼する)せんや。竟に其の事を發せず。人 推して長者と爲す(『直隸太倉州志』卷二十七・人物・列傳二・太倉州・明・「顧夢麟」・二十三葉)。

「明善」に到達することを説くべきだけである、という。

明末の顧錫疇と清代の呂留良とでは、理解が異なっている。顧錫疇は、郷舉里選の制度の復活と友人に信任されるよう修養すべきだと主張していると理解し、呂留良は明末の朋党問題について言及したものと理解する。いずれにせよ、時事問題についての発言ととらえているのである。

(2) 黄淳耀

①

黄淳耀（初名は金耀。字は蘊生，号は陶菴。江蘇嘉定の人。明・萬曆三十三年（一六〇五）～清・順治二年（一六四五）。崇禎十六年癸未科（一六四三）二甲三十一名の進士）の八股文について、兪長城はつぎのように述べる。

末世の陋（お粗末さ）は、仕と學と分れて兩途と爲り。書を讀む者 志は揣摩（付度）に在りて、用に當る無し。官に居る者は巧宦と爲るを習い、理に衷らず。是を以て學校に奇士無く、廟堂に醇儒鮮し。陶菴先生（黄淳耀） 錢牧齋（錢謙益）の家に館り、日々邸報を閲み、朝政の得失・時事の廢興を見う。文章を作為するに皆な經濟（世を治めて人々を救う）に本づく。既に進士と成りて、猶お學を嗜むこと衰えず。國歩（國家の命運） 既に移り、即ち身を以て殉じ、遂に一代の完人（徳行の完美した人）と成る。故に吾（兪長城） 謂う制義有りてより以來、他人言う可き者の未だ必ずしも行なう可からず、惟だ陶菴のみ行なう可し。他人の能く言う者の未だ必ずしも行なうを能くせず、惟だ陶菴（黄淳耀）のみ能く行なう、と。癸未（崇禎十六年）の一科、名士 林の如し、而れども皆な浮節より出づ。大節 既に墮ち、文も亦た傳ること鮮し。惟だ陶菴（黄淳耀）のみ至情に發し、實踐を體す、故に身名並びに烈なり。昔人（程子） 云う、舉業 功を妨げるを患わず、惟だ志を奪うを患う、と。若し盡く陶菴先生（黄淳耀）が如き者なれば、則ち勵志 文に如くは莫し。又た何ぞ患わんや（『可儀堂一百二十名家制義』卷三十七・二十六葉～二十七葉・「題黄陶菴稿」条）。

明朝の末世のお粗末さは、仕官と学問とがふたつに分かれてしまったことである。読書人は、[試験官の考えを] 付度することだけになって、役に立たない。官となった者は、官界遊泳をうまく行うことを学び、理に合致しない。こうしたことから、[科挙受験生たちの集まる] 学校には優れた人はおらず、朝廷には醇儒が少ない。陶菴先生（黄淳耀）は錢牧齋（錢謙益）の家に住み込ませてもらい、日々邸報を読んで、朝政の得失・時事の興廢を考えた。また、作成した八股文は、すべて世を治めて人々を救うという理念にもとづいていた。[崇禎十六年に] 進士となったが、学問へ情熱を持ち続けた。明朝の国運は移り去って、身をもってそれに殉じ、とうとう全てにわたって申し分のない人物となった。そのために、私（兪長城）は、八股文が出来

上がって以来、他人が「すぐれていると」言う者も、まだ必ずしもその実践がうまくできていないが、陶菴（黄淳耀）のみがすぐれた行ないをした、と考えるのである。癸未（崇禎十六年）の科挙は、名士が林のようにいた、しかし「その八股文は」すべては浮ついた節義からでたものであった。その人たちの大節というものは、すでに地に落ちてしまい、八股文はまた少ししか伝わっていない。ただ陶菴（黄淳耀）のみは、行ないは至情から出たものであり、実際の行動を伴っていた。だから行ないも名節も素晴らしかったのである。昔人（程子）は、「科挙は功績を邪魔することを懸念するのではない。ただその人の志を奪うことを心配する」という。もしもすべてが陶菴先生（黄淳耀）のようであれば、心を奮い立たせるのには、文章が一番良いのであるから、またどうして心配する必要があるのか、という。

黄淳耀の経歴について、『南疆逸史』は、つぎのように伝える。

黄淳耀、字は蘊生、號は陶菴なり。幼きより學を好み、性は冲和（淡泊で安らか）湛靜（沈着冷静）にして、喜怒色に形われず。古今の忠孝・名節を談ずるに至れば、則ち持論侃侃（剛直で真つすぐ）にして、少しも假借（寛容）ならず。嘗て侍郎の錢謙益の家に館す。〔錢〕謙益 浮華（輕薄）にして、外 聲譽を竊み、中 行檢（品行）無し。諸名士〔錢謙益の〕欺むく所と爲り、其の門に出でんことを争う。〔黄〕淳耀 獨り之を鄙夷（輕視）し、焉を誚讓（詰問）す。〔錢〕謙益も亦た〔黄〕淳耀を嚴憚（畏怖する）し、見えれば、即ち自から斂（慎重にする）せんと欲す。崇禎癸未の進士（崇禎十六年癸未科（一六四三）二甲三十一名の進士）に登る。天下の已に亂れ、而して人は猶お營進（榮達だけを望む）して已まざるを見て、詩を賦して南歸す。弘光 立ち、謁選（官員登録）せず。大兵 城を圍み、〔侯〕峒曾を佐けて兵食を調（徵發）す。城破れ〔黄〕淳耀と弟の〔黄〕淵耀 草菴に入る。菴僧 無垢なり。〔黄〕淳耀の方外交（俗世と関わらない僧侶や道師などの友人）なり。〔菴僧は〕謂いて曰く、君（黄淳耀）未だ職を受けず、以て死すること無かる可し、と。〔黄〕淳耀 曰く、大明の進士、宜しく國の爲に死すべし。今、上人に託して此の清なる淨土に死せば足れり、と。筆を索めて書して曰く、進士の黄淳耀 此に死す。嗚呼、進みて力を王朝に宣する能わず、退きて潔身自隱する能わず。讀書 寡益（益が少ない）、學道 成る無し。〔しかし〕耿耿（はっきり）として没せざるは、此の心なるのみ、と。〔黄〕淵耀と左右に分かれて縊に就く。年四十一なり……（『南疆逸史』卷十五・列傳第十一・「黄淳耀」）。

黄淳耀、字は蘊生、號は陶菴である。幼きより學問が好きで、性格は淡泊で沉着であり、喜怒が顔に出なかった。ただ、古今の忠孝や名節を議論すると、主張は剛直まっすぐで、少しも妥協しなかった。以前、侍郎の錢謙益の家にやっかいになっていた。錢謙益は、輕薄であって、外面は名声を盗み取っていたが、実際には品行がなかった。諸々の名士は、錢謙益に騙されていて、その門下になりたいと争った。黄淳耀はひとりそれを輕視し、詰問した。錢謙益も黄淳耀を畏怖し、面会するとおのずと慎重にしようとした。崇禎十六年癸未科（一六四三）に進士

となった。ところが、天下は混乱し、読書人は栄達だけを望んでいるのを見て、詩を賦して故郷に帰っていった。南明の福王弘光帝が即位して〔南明政権が始まったものの〕、官員登録に行かなかった。清政権の大軍が、黄淳耀の故郷の江蘇嘉定を包囲すると、〔嘉定縣城に立てこもって抵抗した〕侯峒曾を助けて兵食を調達した。嘉定縣城が陥落して、黄淳耀と弟の黄淵耀は、草庵に逃げ込んだ。草庵の僧侶は、黄淳耀の方外の友人であった。僧侶は、「君（黄淳耀）は、南明政権の職に就いていません。死ぬべきことはありません」という。黄淳耀は、「大明の進士である私は、国家のために死ぬべきです。いま上人にお願いして、この清なる浄土で死ぬるのでしたら満足です」という。筆を探し求めて、「進士の黄淳耀は、ここに死す。嗚呼、仕えては力を明王朝に発揮できず、退任しては身を潔白にして隠居できなかつた。読書しても益が少なく、学業は成就しなかつた。しかし耿耿（はっきり）と埋没しないのは、私のこの心のみである」と書いた。そうして弟の黄淵耀と左右に分かれて、自裁した。年は四十一歳であった、という。

ではこの題目は、どのように理解されていたのであろうか。

②

題目は、「秦誓曰 四節」とあり、『大學』傳第十章第十四節から第十七節の以下の下線部の箇所になる。

『大學』傳第十章・第十四節

秦誓曰、若有一个臣、斷斷兮無他技、其心休休焉、其如有容焉。人之有技、若己有之、人之彥聖、其心好之、不啻若自其口出、寔能容之、以能保我子孫黎民。尚亦有利哉。人之有技、娼疾以惡之、人之彥聖、而違之俾不通、寔不能容、以不能保我子孫黎民、亦曰殆哉：秦誓に曰く、若し一个の臣有りて、斷斷として他技無く、其の心 休休焉として、其れ容るること有るが如し。人の技有る、己 之を有するが若く、人の彥聖なる、其の心 之を好みす、啻に其の口より出だすが若きのみならず、寔に能く之を容れ、以て能く我が子孫黎民を保んず。尚は亦た利有らんかな。人の技有る、娼疾して以て之を惡み、人の彥聖なる、之に違いて通ぜざらしむ、寔に容ること能わず、以て我が子孫黎民を保んずること能わず、亦た曰く殆いかな（『大學』傳第十章・第十四節）。

〔朱注〕秦誓、周書。斷斷、誠一之貌。彥、美士也。聖、通明也。尚、庶幾也。娼、忌也。違、拂戾也。殆、危也（秦誓は、『書經』周書なり。斷斷は、誠一の貌。彥は、美士なり。聖は、通明なり。尚は、庶幾なり。娼は、忌なり。違は、拂戾なり。殆は、危なり）。

『大學』傳第十章・第十五節

唯仁人放流之、迭諸四夷、不與同中國、此謂唯仁人爲能愛人、能惡人：唯だ仁人のみ之を放流し、諸を四夷に送け、與に中國を同じくせず、此れを唯だ仁人のみ能く人を愛し、能

く人を悪むと爲す、と謂う（『大學』傳第十章・第十五節）。

[朱注] 逆、猶遂也。言有此媚疾之人、妨賢而病國、則仁人必深惡而痛絶之。以其至公無私、故能得好惡之正如此也（逆は、猶お遂がごときなり。言は此の媚疾の人の賢を妨げ國を病ましむること有れば、則ち仁人 必ず深く悪みて之を痛く絶つ。其の至公無私を以て、故に能く好惡の正を得るは此の如きなり）

『大學』傳第十章・第十六節

見賢而不能舉、舉而不能先、命也、見不善而不能退、退而不能遠、過也：賢を見て舉ぐる
こと能わず、舉げて先とする能わざるは、命なり、不善を見て退くこと能わず、退けて
遠ざくること能わざるは、^{あやま}過ちなり（『大學』傳第十章・第十六節）。

[朱注] 若此者、知所愛惡矣。而未能盡愛惡之道。蓋君子而未仁者也（此の若き者は、愛惡する所を知る。而れども未だ能く愛惡の道を盡さず。蓋し君子なるも、未だ仁ならざる者なり）

『大學』傳第十章・第十七節

好人之所惡、惡人之所好、是謂拂人之性、菑必逮夫身：人の惡む所を好み、人の好む所を
惡む、是れ人の性に拂ると謂う、^{わざわ}菑い必ず夫の身に逮ぶ（『大學』傳第十章・第十七節）。

[朱注] 拂、逆也。好善而惡惡、人之性也。至於拂人之性、則不仁之甚者也。自秦誓至此、又皆以申言好惡公私之極、以明上文所引南山有臺・節南山之意（拂は、逆なり。善を好みて惡を惡むは、人の性なり。人の性に^{もと}拂るに至れば、則ち不仁の甚しき者なり。秦誓より此に至るまで、又た皆な^{かき}申ねて好惡公私の極を言い、以て上文の引く所の「南山有臺」・「節南山」の意を明らかにす）

では、この箇所はどのように理解すればいいのだろうか。劉嗣固（字は正夫。江西弋陽の人）は、『纂補四書大全』で第十四節から第十七節を、問答体でつぎのように説明する。

【第十四節】

問う、此の節の意は、何ぞや、と。曰く、此れ以下は是れ人を用いるは、當に^①契矩もて、君子に親しみて小人を遠ざくを貴ぶべきを説く。然れども、人を用うるは、先ず相臣より始む。此の一節は、賢なる相臣の利と不賢なる相臣の害を極言し、以て相臣を用いる者は慎しまざる可からざるを^{しめ}見すなり、と（康熙四十九年（一七一〇）序・乾隆十一年（一七四六）増訂『纂補四書大全』大學・卷一・「秦誓曰、若有一个臣……」条・五十一葉）。

①『大學』傳十章・第一節に「所謂平天下在治其國者、上老老而民興孝。上長長而民興弟。上恤孤而民不倍。是以君子有契矩之道也（所謂ゆる天下を平かにするは其の國を治むるに在りとは、上^{かみ}老を^{ろう}老として、民^{ちやう}孝に興る。上^{かみ}長を^{ちやう}長として、民^{ちやう}弟に興る。上^{かみ}孤を^{あわれ}恤みて民^こ倍かず。是を以て君子^こ契矩の道有るなり）」。

質問します、この第十四節の意味はどのようなものですか。この節より以下は、人を登用するのは、契矩の道を用いて、君子に親しんで小人を遠ざけることを貴ぶということを説いている。

しかし、[君主が]人を登用するのは大臣から始めるものである。この一節は、賢者である大臣を用いた利益とそうでない大臣を用いた損害とを強く述べ、そうして大臣を登用する者は、慎まないといけないことを示している、という。

【第十五節】

問う、此の節の意は、何ぞや、と。曰く、此れ相臣を用いるは、總じて人君 小人を遠ざけ、君子に親しむに在り。「至公無私」に非ざれば、絜矩する能わざる者なりと言う、と（康熙四十九年（一七一〇）序・乾隆十一年（一七四六）増訂『纂補四書大全』大學・卷一・「唯仁人放流之……」条・五十二葉）。

質問します、この第十五節の意味はどのようなものですか。この節は、大臣を登用するという事は、結局のところ小人を遠ざけて、君子に親しむことになる。そして、「至公無私」でなければ、絜矩の道を用いることにはならないことを言っている、という。

【第十六節】

問う、此の節の意は、何ぞや、と。曰く、此れ公私 參半なれば、乃ち絜矩にして未だ盡さざる者なりと言う、と（康熙四十九年（一七一〇）序・乾隆十一年（一七四六）増訂『纂補四書大全』大學・卷一・「見賢而不能舉……」条・五十三葉）。

質問します、この第十六節の意味はどのようなものですか。この節は、公私が半分半分であれば、絜矩の道を用いても尽くすことにはならないことを言っている、という。

【第十七節】

問う、此の節の意は、何ぞや、と。曰く、此れ好悪の全く反する者は、乃ち私の至りにして絜矩する能わざる者なりと言う、と（康熙四十九年（一七一〇）序・乾隆十一年（一七四六）増訂『纂補四書大全』大學・卷一・「好人之所惡……」条・五十三葉）。

質問します、この第十七節の意味はどのようなものですか。この節は、好悪がまったく相い反するのは、私の極まっている状態であり、絜矩の道を用いることはできるものではないことを言っている、という。

劉嗣固によると、この「秦誓曰 四節」（『大學』傳第十章十四節～十七節）は、「好・悪や公・私というものが、極限状態でどのような事態を引き起こすのかを重ねて説明し、同時にその前の「南山有臺」・「節南山」の詩を引用した意味を述べたとする」という朱子の注釈にしたがって理解していたようである。

秦誓（十四節）より此（十七節）に至るまでは、又た皆な以て好悪、公私の極を申言し、以て上文の引く所の「南山有臺」・「節南山」の意を明らかにす（『大學』傳第十章十七節・朱注）。

では、続けて黄淳耀の「秦誓曰 四節」題文はどのようなものであるのかについて検討してみたい。

③

黄淳耀の「秦誓曰 四節」題文は以下のようなものである。八股文の形式にしたがって段落を区切って提示し、その後に注釈を加える。

「秦誓曰 四節」

賢相有待於仁主，反是者可鑒也，

夫進一臣而舉世之人材係焉，彼不仁者，即不為人材計，獨不自為計乎，今天下安得有治亂哉。

立於朝廷之上，與人主相可否者為大臣，推大臣之類，以聚於朝廷，為百執事，此治亂所由始也，

人主莫不欲治而治日常少，／

莫不患亂而亂日嘗多，／

則以制置失當在於一二臣之間而已，

吾讀秦誓，而知穆公之所以瀕於亂亡而卒霸者，有故焉，

今觀其所深好者，有容之臣也，／

所深惡者，妒賢之臣也，／

此兩臣者，

一則推獎氣類，易涉朋黨之嫌，而其心實為國家，／

一則批抵朝士，若為孤立之迹，而其心實為富貴，／

所為不同則必爭，爭則人主必有所左右於其間，而勝負分焉，天下之士，又視其勝負之所在而左右焉，

君子勝，則衆君子畢升，／

小人勝，則衆小人接迹，／

然而君子之必不勝者常也，小人之無益於子孫黎民者又常也，挈人主之子孫黎民，以供衆小人之善怒，則人主大不利，

夫知其不利者惟仁人而已，

仁人之去惡，不去不止，／

仁人之進善，不進不休，／

其端在一好一惡之間，而黎民獲樹人之休，子孫蒙楨國之業，故曰仁也，

今自中主以下，其心皆知有子孫之當安，與黎民之無罪者也，究其所為，則一切不然，

彼有以小察為知人之明，／

以多疑為御下之術，／

以憐惜誅賞為善核名實，／

以雜用賢姦為能立制防，／

其弊也，上下狐疑，枉直同貫，此不仁之一道也，

則又有以忠蹇弼亮之人為姦慝，／

以陰賊佞邪之人為忠良，／

以公論為必不可容，／

以衆智為皆莫已若，／

其弊也，羣邪項領，方正戮没，此不仁之又一道也，

前之所為，慢也過也，幸則没身而已，子孫吾不知也，／

後之所為，拂人之性者也，我躬之不閱，遑問子孫黎民哉，／

是知

君誠不仁，則雖俊乂滿朝，而或散之河海，或逃之列國，其積怨發憤者，至反為社稷之深憂，／

君誠仁，則雖詐謀林立，而或束身司敗，或伏死山林，其革面洗心者，或轉受正人之驅使，

是故興唐虞者，堯舜非稷契也，／

傷周道者，幽厲非桀紂也，／

君子亦仁而已矣

[注釈]

秦誓曰 四節

賢相有待於仁主，反是者^①可鑒也，

夫進一臣而舉世之人材係焉，彼不仁者，即不為人材計，獨不自為計乎，今天下安得有治亂哉，

立於朝廷之上，與人主相可否者為大臣，推大臣之類，以聚於朝廷，為百執事^②，此治亂^③所由始也，

①反是：『論語』顏淵に「子曰、君子成人之美、不成人之惡、小人反是（子曰く、君子は人の美を成し、人の惡を成さず、小人は是に反す）」。

②百執事：『書經』盤庚下に「嗚呼、邦伯師長百執事之人、尚皆隱哉（嗚呼、邦伯・師長・百執事の人、尚くは皆な隱まん：諸侯・公卿、その他の多くの官員は、どうか自分の心の中で人々の苦しみを感じてほしい）」、『書集傳』に「隱、痛也」と注する。

③治亂：『書經』君牙に「民之治亂在茲（民の治亂は茲に在り）」。

（賢相 仁主に侍すること有れば、是に反する者は鑒（教訓）とす可きなり、／夫れ一臣を進めて舉世（世間すべて）の人材 焉に係わる、彼の不仁なる者は、即ち人材の為に計らず、獨り自から計を為さざらんか、今、天下 安んぞ治亂有るを得んや。／朝廷の上に立ち、人主と相い可否する者は大臣^た為り、大臣に推さるるの類、以て朝廷に聚まり、百執事と為る、此れ治亂の由りて始むる所なり）

【賢相が仁徳のある君主に仕えていれば、これに反する者たちは〔賢相を〕鏡とすべきであ

る。／そもそもひとりの臣を薦めるということは、世の中全ての人材がこれにかかわるものである。仁でない者は、人材〔拔擢〕のために凶ろうとせず、ひとり自分で計略を行なわないことはないだろうか（自分でやりたいことをしないだろうか）。いま天下はどうして治乱が有るのだろうか。／朝廷で上に立って、君主と〔政治の〕可否を行なう人物は大臣である。大臣に推薦される者たちは、朝廷に集まり、いろいろな官員となる。これが治乱の始まる要因である】

人主莫不欲治而治日常少^①,

莫不患亂而亂日常多,

則以制置失當在於一二臣之間而已,

①日常少：『孟子』告子上「孟子曰、無或乎王之不智也（孟子 曰く、無或乎王の不智を或^{あや}しむこと無かれ）……」章の朱注に「范氏曰、……自古國家治日常少、而亂日常多、蓋以此也（范氏 曰く、……古^{いにしよ}より國家の治むる日は常に少なく、亂るる日は常に多し。蓋し此を以てなり）」。

（人主 治を欲せざるはなし、而して治まるの日は常に少し、／亂るるを患わざるはなし、而して亂るるの日 嘗^{つね}に多し、／則ち制置 當を一二の臣の間に失うを以てのみ）

【君主というのは治まることを望まないものはいない。しかし治まる日はいつも少ない。／混乱を気に病まないことはない。しかし乱れた日はいつも多い。／それは処置がひとりふたりの臣下に当を失っているからである】

吾讀秦誓、而知穆公之所以瀕於亂亡而卒霸者、有故焉、

今觀其所深好者、有容之臣也、

所深惡者、妒賢之臣也、

此兩臣者、

一則推獎氣類^①、易涉朋黨之嫌、而其心實為國家、

一則批抵朝士、若為孤立之迹、而其心實為富貴、

所為不同則必爭、爭則人主必有所左右於其間、而勝負分焉、天下之士、又視其勝負之所在而左右焉、

君子勝、則衆君子畢升、

小人勝、則衆小人接迹^②、

然而君子之必不勝者常也、小人之無益於「子孫黎民」（題目第十四節）者又常也、挈人主之子孫黎民、以供衆小人之善怒、則人主大不利、

①氣類：意気投合する者たち。『易』乾卦・九五爻辭に「同聲相應、同氣相求……則各從其類也（同聲 相い應じ、同氣 相い求む……則ち各々其の類に従えばなり）」。

②接迹：引き続き現われる：韓愈「伯夷頌」に「微二子、亂臣賊子接跡於後世矣（二子（伯夷・叔齊）^{なか}微りせば、亂臣賊子 跡を後世に接^つがん）。

（吾 「秦誓」を讀みて穆公の亂亡に瀕し、而して卒に霸たる所以は、故有るを知る、／今觀るに、其の深く好む所の者は、「容ること有る」（題目第十四節）の臣なり、／深く惡

む所の者は、賢を妒むの臣なり、／此の兩臣なる者は、／一は則ち氣類を推奨す、[これは] 朋黨の嫌に涉り易し、而れども其の心は實に國家の為なり、／一は則ち朝士（中央官員）を批抵（排除してそしる）す、[これは] 孤立の迹を為すが若し、而れども其の心は實に富貴の為なり、／為す所 同じからざれば則ち必ず争う、争えば則ち人主 必ず其の間に左右する所有り、而して勝負 分る、天下の士、又た其の勝負の在る所を視て左右す、／君子 勝てば、則ち衆くの君子 畢く升らん、／小人 勝てば、則ち衆くの小人 迹を接がん、／然り而して君子の必ず勝たざるは常なり、小人の「子孫黎民」（題目の第十四節）に益無きは又た常なり、人主の「子孫黎民」を挈げて、以て衆くの小人の善いに怒るに供すれば、則ち人主 大いに利あらず）

【私は「秦誓」を読んで、秦の穆公が混乱した状況に臨みながら、ついには覇者となったのは、理由があることを理解した。／いま見るところ、秦の穆公がたいへん好んだのは「[他人の善を] 受け容れることのできる」臣下である。／ほんとうに憎んだのは、賢者を妬むような臣下である。／この二種類の臣下は、／ひとつは、同類を推薦するものである。これは朋黨の嫌疑にかかわりやすくなる。しかしその気持ちは実際に国家のためのものである。／ひとつは、中央の官員を排除しようとしてそしるものである。これは[朋黨ではなく] 独立している立場をとっているかのようである。しかしその気持ちは実際に富貴のためなのである。／行なっていることが同じでなければ、必ず争うことになる。争えば、君主はその間でその争いを左右する。そして、勝負は分かたれる。天下の読書人たちは、その勝負の結果をみて左右に動く。／君子が勝利すると、たくさんの君子が登用される。／小人が勝利すると、たくさんの小人が引き続いて現われる。／そうして君子が必ず勝利できないのはいつものことである。小人が「子孫黎民」にとって無益なのはいつものことである。君主が「子孫黎民」を引き連れて、多くの小人が大いに怒ることに触れてしまえば、君主にとっては大いに利益にならない】

夫知其不利者惟仁人而已、

仁人之去惡、不去不止、

仁人之進善、不進不休、

其端在一好一惡之間、而黎民獲樹人之休、子孫蒙楨國之業、故曰仁也、

①一好一惡：『論語』子路に「子貢問曰、郷人皆好之、何如。子曰、未可也。郷人皆惡之、何如。子曰、未可也。不如郷人之善者好之、其不善者惡之（子貢 問いて曰く、郷人 皆な之を好せば、何如、と。子曰く、未だ可ならざるなり、と。郷人 皆な之を惡めば、何如、と。子曰く、未だ可ならざるなり。郷人の善なる者の之を好し、其の不善なる者の之を惡むに如かず、と）」。

（夫れ其の利あらざるを知る者は惟だ「仁人」（題目の第十五節）のみ、／仁人の惡を去る、去らざれば止まらず、／仁人の善を進む、進まざれば休まず、／其の端は一好一惡の間に在り、而して黎民 人の休を樹ゆるを獲、子孫 國の業を楨するを蒙る、故に仁と曰うなり）

【その利がないことを理解しているのはただ仁人だけである。／仁人が悪を除き去れば、除き去ることが完結するまでやめない。／仁人が善を薦めたならば、薦め終わらないかぎりやめない。／その端緒は一好一悪（善人が好し、悪人が憎む）の中にある。そうして人々が善事を樹立することを得て、子孫が国家の事業を骨幹とすることができる。だから「仁」というのである】

今自中主以下、其心皆知有子孫之當安、與黎民之無罪者也、究其所為、則一切不然、

彼有以小察為知人之明、／

以多疑為御下之術、／

以恠惜誅賞為善核名實、／

以雜用賢姦為能立制防、／

其弊也、上下狐疑、枉直同貫、此不仁之一道也、

則又有以忠蹇弼亮之人為姦慝、／

以陰賊佞邪之人為忠良、／

以公論為必不可容、／

以衆智為皆莫已若、／

其弊也、羣邪項領、方正戮沒、此不仁之又一道也、

（今 中主より以下、其の心は皆な子孫の當に安んずべきと黎民の罪無き者有るを知るなり、／其の為す所を究めれば、則ち一切 然らず、／彼 小察を以て人を知るの明と為す有り、／多疑を以て下を御するの術と為す、／恠（恪）惜（物惜しみする）誅賞を以て善く名實を核すと為す、／賢姦を雜用（一緒にして任用する）し以て能く制防（制限して予防する）を立つと為す、／其の弊や、上下狐疑し、枉直同貫（並列）す、此れ不仁の一道なり、／則ち又た忠蹇（忠誠正直）の弼亮（輔佐）するの人を以て姦慝（邪悪な人物）と為すこと有り、／陰賊（悪辣で残忍）佞邪（奸邪）の人を以て忠良と為し、／公論を以て必ず容るる可からずと為し、／衆智を以て皆な已若 莫しと為す、其の弊なるや、羣邪 項領し、方正 戮没す、此れ不仁の又た一道なり）

【いま、普通の君主やより下の君主は、子孫を安定させ人々のうち罪がない者たちのことを理解している。しかし、その行なっているところを考えれば、すべて理解しているようではない。／彼は、ちっぽけなことにたいして苛酷な要求することをもって人を理解する眼力だとし、／疑い深いことを下の者を用いる方法だとし、／物惜しみや処罰や賞与することをうまく名実を正しくすることだとし、／賢者と奸人とを一緒に任用することをもって制限して予防することを打ち建てたとする。／その弊害は、上も下も疑い深くなって正邪と一緒に並ぶ、これは「不仁」の道である。／また忠誠正直な補佐する人物を邪悪な人物とすることがある。／悪辣で残忍でよこしまな人を忠良だとし、／公正な意見は必ず受け入れるべきではないとし、／多くの有能な人を已若（認めたり認めなかったりする）とする。／その弊害は、多くの邪悪な人物が

勝手にふるまい、正しい行ないの人たちが消え去ってしまう。これも「不仁」のひとつの道である】

前之所為，慢也過也，幸則没身而已，子孫吾不知也，
後之所為，拂人之性者也，我躬之不閱，^①遑問子孫黎民哉哉，

①『詩經』國風・邶風・谷風・小弁と『詩經』小雅・小弁に「我躬不閱，遑恤我後（我が躬すら閱れられず，我が後を恤るに遑あらんや）」。

（前の為す所，慢なり過なり，幸なれば則ち身を没するのみ，子孫吾知らざるなり，／後の為す所，「人の性に拂る」^{もと}）（題目題十七節）者なり，我が躬すら閱れられず，子孫黎民に問うに遑^{いとま}あらんや）

【いま述べたような行ないは，怠慢であり過失である。幸いであれば，身を引くだけであり，子孫については，私は分からない。／後の行ないは，「人の性に拂る（人間の本性に反する）」ものである。自分の事でさえ顧みることができないのに，子孫黎民のことを問いただす時があるのだろうか】

是知

君誠不仁，則雖俊乂滿朝，而或散之河海，或逃之列國，其積怨發憤者，至反為社稷之深憂，君誠仁，則雖詐謀林立，而或束身司敗，或伏死山林，其革面洗心^①者，或轉受正人之驅使，

①革面洗心：徹底的に悔い改めること。『易』革卦・上六爻辭に「君子豹變，小人革面（君子 豹のごとく變じ，小人 面を革むす）」。

（是れ知る，君 誠に不仁なれば，則ち俊乂 朝に満つと雖も，而れども或いは之を河海に散じ，或いは之を列國に逃（捨て去る）す。[そうしても]，其の積怨發憤する者は，反つて社稷の深憂と為すに至る，／君 誠に仁なれば，則ち詐謀（悪たくみ）林立すと雖も，或いは司敗（司法）に束身し，或いは山林に伏死（退隱する）す，其の革面洗心者は，或いは轉じて正人の驅使を受く）

【こうしたことから以下のように理解できる。／君主が不仁であったならば，才徳に優れた人が朝廷に満ち溢れていても，時には川べり海べりに移したり，時には諸国に捨て去る。そうしても，まだ，その妬みを積み重ねて恨みを発する者は，かえって社稷のきわめて憂うべきことだと考えるにいたる。／君主がほんとうに仁者であれば，悪たくみをするものがきわめて多いとしても，時には司法が拘束したり，時には山林に引退させる。[そうすれば]，深く悔い改めた者は正人に使われるようになる】

是故興唐虞者，堯舜非稷契也，／

傷周道者，幽厲非桀紂也，／

君子亦仁而已矣

（是の故に唐虞を興す者は，堯・舜にして稷・契に非ざるなり，／周の道を傷つくる者は，幽・厲にして桀・紂に非ざるなり，／君子は亦た仁なるのみ）

【ここから唐・虞を興したのは堯・舜であって、唐・虞の賢臣の稷・契ではない、／周の道を傷つけたのは、周の幽王・周の厲王であって、幽王・厲王に仕えた榮（厲王の側近の榮の夷えい公）・虢（幽王の側近の虢石父かくせきほ）ではない。／君子はまた仁であるだけである】

この黄淳耀の「秦誓曰 四節」題文について、『制義叢話』はつぎのようにいう。

黄陶菴の文 時事を指切する有りて、最も雄快（豪快でさっぱりしていて痛快）と爲す。如えば、「秦誓曰若有一个臣 四節」文中に云う、「今自中主以下、其心皆知有子孫之當安、與黎民之無罪者也、究其所爲、則一切不然、彼有以小察爲知人之明、以多疑爲御下之術、以恠惜誅賞爲善核名實、以雜用賢奸爲能立制防、其弊也、上下狐疑、枉直同貫、此不仁之一道也、則又有以忠蹇弼亮之人爲奸慝、以陰賊佞邪之人爲忠良、以公論爲必不可容、以衆智爲皆莫已若、其弊也、羣邪項領、方正戮没、此不仁之又一道也」は、論者 以て神 [宗]・光 [宗]・熹 [宗]・懷 [宗] [崇禎帝] 四朝の「實録」の總序と爲す。其の邪正の消長・治亂の倚伏の機に於いて、畜だ燭照（明察）して數計（数えきれない）するのみならずなり（『制義叢話』卷之七・十二葉）。

黄淳耀の八股文は、時事問題を指摘して、最も雄快（豪快でさっぱりしていて痛快）である。たとえば、「秦誓曰若有一个臣 四節」題文に以下のような箇所がある。「いま、普通の君主やより下の君主は、子孫を安定させ人々のうち罪がない者たちのことを理解している。しかし、その行なっているところを考えれば、すべて理解しているようではない。彼は、ちっぽけなことにたいして苛酷な要求することをもって人を理解する眼力だとし、疑い深いことを下の者を用いる方法だとし、物惜しみや処罰や賞与することをうまく名実を正しくすることだとし、賢者と奸人とを一緒に任用することをもって制限して予防することを打ち建てたとする。その弊害は、上も下も疑い深くなって正邪が一緒に並ぶ、これは「不仁」の道である」。論者は、これについて、明の神宗・光宗・熹宗・懷宗（崇禎帝）の四朝の「實録」の總序のようなものであり、その四朝の邪正の消長や治亂の変遷の機微について、はっきりと指摘している点が数えきれないのであると言っている、という。

なお、この「論者」は、愈長城の『可儀堂一百二十名家制義』に掲載される批文のことかと考えられる。愈長城の『可儀堂一百二十名家制義』は、「秦誓曰若有一个臣 四節」題文をつぎのように評している。

此れはれ神 [宗]・光 [宗]・熹 [宗]・懷 [宗] [崇禎帝] 四朝の「實録」の摠（總）序と爲す。其の邪正の消長・治亂の倚伏の機に於いて、畜だ燭照（明察）して數計（数えきれない）するのみならず○陶菴（黄淳耀） 諸生爲りし時、經史を淹通す。後、錢牧齋（錢謙益）の家に館り、日々抵（邸）報を閱む。毎に一題に遇えば、時事を指切（指摘）す。[そのため]、文 益々雄快（豪爽で痛快）なり。如今の秀才は、三家村（田舎）中に住み、日々腐爛（陳腐な）な本頭（才能）を弄ぶ。矮子の觀場（郷試に赴く）・婦人の戸を窺うが

如く、絶えて天地の大を知らず、心胸俚鄙（卑俗）にして、眼界（見識）逼窄（狭い）なり。焉くんぞ傳世の文字有るを得んや（『可儀堂一百二十名家制義』卷三十七・黄陶菴稿・「秦誓曰若 四節」条・五十六葉）。

この「秦誓曰若 四節」題文は、明の神宗・光宗・熹宗・懷宗（崇禎帝）の四朝の「實録」の總序のようなものである。その四朝の邪正の消長や治亂の変遷の機微について、はっきりと指摘している点が数えきれないのである。陶菴（黄淳耀）は諸生だった時から、経書・史書に広く通じていた。後に、錢牧齋（錢謙益）のところに仮住まいし、日々邸報を読んでいた。ひとつの題目を得れば、[その題目にかこつけて] 時事を非難する。そのため、その八股文はますます豪快なうえに痛快であった。今どきの秀才は、鄙びた田舎に住んで、日々きわめて陳腐な才能をいじくっている。矮子が郷試に赴いたり、婦人が家を覗きこんだりするようなもので、少しも天地の大きさを知らず、心持が粗野で、見識が狭いのである。[こうした人たちから] どうして代々伝えられるような八股文が得られるのだろうか、という。

このように、黄淳耀の「秦誓曰若 四節」題文も該当箇所の解釈から逸脱した内容を含んだものであった。

おわりに

(1) と (2) で検討した明末の八股文は、朱子による本来の『四書』解釈とは関わりがないように見える。また、これまでにない斬新な解釈というわけでもない。ただ「[題目にかこつけて] 時事を非難する」八股文であったといえるのではないだろうか。

ただ、これが明末の実際の政務にかかわることができない秀才が、自分の意見を主張するひとつの方法であったと考えられる。どうしてこのような回りくどい方法を取ったのか。それは、秀才の学問する目的があくまでも進士になるためにあったことが原因ではないだろうか。受験勉強のための八股文なので、ほかの読書人に見てもらえることができる。すぐれた八股文とされれば、多くの読者が得られる。

明末という時代は、政治批判の言論に対してかなりゆるやかだったようだ。そのうえ、政治批判・時事批判などの主張が盛り込まれているといっても、八股文であるので、受験生の本分はまっとうしている。もしも、内容について問題が起こっても、『四書』解釈したものであるとあって批判をかわすことができる。そのため、自分の意見を主張するには適切な方法であった。ただし、時事問題を直接取り上げて書き上げる文章ではないので、はっきりとした意見を書き込むことができない。また、(1) の③で検討した陳際泰の「獲乎上有道 三句」題文に対して顧錫疇と呂留良とが正反対の解釈をするように、真意が十分に伝わらないことがある。

明末の秀才たちにとって、最も重要だったのは、有力なグループに属して、すぐれた八股文の作者だと評価されることであった。そうすると、当時は選抜に無理が通ったようなので、中式こうかく

の可能性は高くなる。もっとも糊名の法などの不正防止対策があり、取り違えが出てくるので、いくら評判が高くて必ず及第できるとは限らなかったのであるが。ただ、当時の人は、おおよそ文体でその人物が特定できたようだ。そのため、自分のグループ内で名声を得て、自分の八股文のスタイルを有力者に知ってもらうことが、別の意味での受験対策であった。

ところが、異民族の清政権になると、この状況は大きく変化する。清政権が自分たちへの批判をおさえるために言論統制を行なった結果なのか、受験生たちが自主規制した結果なのかは断定できないが、明末のような時事問題を取り上げた八股文は見られなくなる。

実際の利益にかかわってくると、主義主張は関係がなくなる。どのような政権であろうと、その官僚になることが目的であれば、その政権に認められて中式^{こうかく}できる八股文を書こうと努力する。また、成立したばかりの新政権内では、まだ試験結果を左右できるほどの特別有力な派閥は生まれていない。すると、有力なグループに属して文名を高めて合格するという、明末の方法は難しくなる。これが明末の傾向が改まった原因ではないかと考えられる。

清朝における新しい傾向は、ひたすら『四書』解釈に重点をおいたものになる。これは、満州族政権に配慮して、問題を起こさないようにとした結果ではないだろうか。

なお、商衍鎰は、明代には八股文の最後に大結を置き時事を説くことがあったとして、つぎのようにいう。

明人 篇末に大結を用いて、時事に及ぶ可し。「世宗（嘉靖帝）の嘉靖二十二年（一五四三）癸卯、葉經（字は叔明、號は東園。浙江上虞の人。嘉靖十一年壬辰科（一五三二）三甲二十一名の進士）山東に巡按（巡按御史）たりて、郷試の「無爲而治者、其舜也與、夫何爲哉、恭己正南面而已矣」（『論語』衛靈公）題の程文を作り、大結の内に「繼體の君、未だ嘗て承く可きの法無くんばあらず、但だ徳 至聖に非ざれば、未だ聰明^なと作るも以て舊章を亂すを免れず」等の語有り。[傍系から帝位に即いた]世宗（嘉靖帝）之を見て大いに怒り、以て譏訕と爲し、逮訊（逮捕）され 杖下に斃る」（『制義叢話』卷五・六葉所引の『四勿齋隨筆』）。[葉經の作った]按語 並びに急切（切実）ならず、而して意も亦た空論なり。竟に時君の暴威に触る。後より皆な草率^{いいかげん}に従事す。而るに不肖の徒、又た毎に此に於いて關節を暗藏す。清の康熙の時に至りて懸（公布）して厲禁と爲す。而して大結遂に廢る^①。……（『清代科舉考試述録』第七章 八股文、試帖試概紀及舉例釋義 第二節 八股文之文體・二三四頁：生活・讀書・新知三聯書店・一九五八年第一次印刷）。

①嘉慶九年『欽定科場條例』につぎのようにある。

康熙十六年、「郷〔試〕・會〔試〕の應試するの諸生の文字の中、概して大結を作すを許さず」を議准す（『欽定科場條例』卷十五・鄉會試藝・二葉）。

明朝の人は、八股文の篇末に「大結」を書いて時事問題に及ぶことがあった。『四勿齋隨筆』（『制義叢話』卷五・六葉所引）に、「世宗嘉靖帝の嘉靖二十二年（一五四三）癸卯、山東に巡按（巡按御史）であった葉經が、郷試の一問として出題した「無爲而治者、其舜也與、夫何爲哉、

恭己正南面而已矣」(『論語』衛靈公)題の程文(模範解答)を作り、その大結に「繼體の君、未だ嘗て承く可きの法無くんばあらず、但だ徳 至聖に非ざれば、未だ聰明と作るも以て舊章を亂すを免れず(繼體の君は、繼承すべきであるという決まりはなかったというわけではない、ただし徳が至聖でなければ、聰明であっても舊章(もとからの決まり)を亂すことを免れない)」などのことを書いた。[傍系から帝位に即いた]世宗嘉靖帝は、この文を見て大いに怒り、自分を皮肉っているとし、逮捕され杖殺された」とある。葉經の書いた文は、そんなに切実なものではなく、意味もない空論である。それが、とうとう時の君主の恐ろしい勢いに触れることになってしまった。この後は、皆ないいかげんに程文(模範解答)を作るようになった。そして不肖の者たちは、この「大結」のなかに不正を忍び込ませるようになった。清の康熙帝の時にあって、法律で厳禁とした。それで、とうとう「大結」は廢れた、という。

おそらく商衍鏞のこの説明を承けて書かれたものと考えられるが、王凱符(一九三四年～)も、収結(結語或落下)の解説で、つぎのようにいう。

明代の八股文は常に文末に大結を作っていた。大結は、兼ねて時事に及んだが、後に取り消された……(『八股文概説』上編 二、八股文的結構与作法 (六) 収結(結語或落下)・十四頁・中華書局・二〇〇二年刊)。

ただし、本節で検討したように時事問題は、必ずしも「大結」だけで言及されるものでなかった。ほとんどが八股文の中で、題目にかこつけて書かれたと考えられる。